

令和8年 第1回

川島桶川資源循環組合議会定例会
管理者提出議案

川島桶川資源循環組合

令和8年第1回川島桶川資源循環組合議会定例会議案一覧

議案第 1 号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 3 号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	13
議案第 4 号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算（第1回）	別冊
議案第 5 号 令和8年度川島桶川資源循環組合一般会計予算	別冊

議案第1号

川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(介護休暇) <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者その他組合規則で定める者（<u>第20条</u> <u>第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」）</p>	(介護休暇) <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者その他組合規則で定める者（<u>第21条</u> <u>第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」）</p>

という。)内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

という。)内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例(令和7年川島桶川資源循環組合条例第14号。以下「育児休業等条例」という。)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下の項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業等条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下の項において「対象職員」という。)に対して、組合規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

	<p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p>
第20条	任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の <u>申告、請求又は申出</u> (次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
第21条	略
第22条	略
第23条	略
第24条	略

第2条 川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例（令和7年

川島桶川資源循環組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項</u> の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (2) 勤務日の <u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された <u>職員</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とい	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項から第3項までの</u> 規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (2) 勤務日の <u>日数</u> を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された <u>職員を除く。次条において同じ。</u> ）

う。)を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

勤務時間条例第15条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗

	<p>じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p>
第21条 略	第25条 略
第22条 略	第26条 略
(部分休業の承認の取消事由)	(部分休業の承認の取消事由)
第23条 第15条の規定は、部分休業について準用する。	第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日提出

川島桶川資源循環組合管理者 藤間 隆

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡大を図ることに関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

議案第2号

川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略	(期末手当) 第4条 略

<p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
--	--

第3条 川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第4条 川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第19号）の一部を

次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する
改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 235</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 第 1 条の規定による改正前の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された令和 7 年 1 月期の期末手当は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正後の川島
桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定による令和7年12月期の期末手当の内払とみなす。

令和8年2月3日提出

川島桶川資源循環組合管理者 藤間 隆

提案理由

議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいの
で、この案を提出するものである。

議案第3号

川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 川島桶川資源循環組合事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定による施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨のほか、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

(1) 川島桶川資源循環組合事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の規定による告示があったときは、第4条第2項に規定する縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条まで

に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町との協議)

第8条 管理者は、施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に川島桶川資源循環組合を組織する市町の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月3日提出

川島桶川資源循環組合管理者 藤間 隆

提 案 理 由

生活環境影響調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書の提出方法を定め、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与したいので、この案を提出するものである。